

令和元年8月30日
戦略会議資料
経済戦略局

中小企業支援機能の強化について

経済戦略局

＜戦略会議において、決定して頂きたい事項＞

(1) 『(公財)大阪産業局』を、中小企業支援にかかる施策・事業^(※)の
執行を担う機関と位置付けること。

(2) 『(公財)大阪産業局』に、**財政的・人的資源を集中する方向性を
確認すること。**

1. 新たな交付金の創設
2. 大阪産業創造館の非公募による指定管理 (市会に議案を提出予定)
3. 職員派遣等の人事交流を活発化

【前提】

- ・これまで大阪市では「外郭団体見直しの方向性」に基づき、市全体で外郭団体への財政的関与・人的関与等について見直しを進めてきた。
- ・しかしながら、中小企業支援分野においては、施策の効果を最大化させるため、施策・事業執行を担う機関への財政的関与・人的関与のあり方について、整理する必要が生じてきた。

目次

第1章 『（公財）大阪産業局』を、中小企業支援にかかる施策・事業の執行を担う機関と位置付けることについて

1-1 これまでの副首都推進本部会議における議論

1-2 中小企業支援にかかる基本的な認識

1-3 大阪産業局について

第2章 財政的・人的資源を集中する方向性について

2-1 財政的・人的資源の集中に向けた方向性について

2-2 新たな交付金について

2-3 人的措置の拡大について

2-4 スケジュール

参考資料

第1章

**『（公財）大阪産業局』を、中小企業支援にかかる
施策・事業の執行を担う機関と位置付けることについて**

1-1 これまでの副首都推進本部会議における議論

これまでの経過

【第14回副首都推進本部会議（H30.6.28）】 顧問・参与提言より

- ◆ 府市の関連事務もなるべく新法人に移管し、新法人を大阪の企業育成のエンジンとする
- ◆ 財政的支援・人的支援についても、自立化・行革路線の見直しも含めて、前向きに検討すべき

【第16回副首都推進本部会議（H30.12.20）】 大阪産業局（仮称）将来ビジョン より

- ◆ 産振機構と都市型センターを統合して、新たに『大阪産業局（仮称）』を設立する
- ◆ 府市の中小企業政策の中核を為し、現場のノウハウに基づく柔軟で機動力のある事業展開を図る

【第18回副首都推進本部会議（R1.5.20）】 会議資料より

- ◆ **大阪産業局を中小企業支援にかかる施策・事業の執行機関として位置付け**
- ◆ 財政的関与のあり方：中小企業の成長・発展や新事業の創出を集中的に支援するため、
新たな交付金の創設をめざす
- ◆ 人的関与のあり方：事業執行に必要な人員を措置可能な手法を検討
将来的な大阪産業局との人事交流等の実施について関係部局と協議

1-2 中小企業支援にかかる基本的な認識

中小企業の健全な発展を図り、新たな活力を生み出すことは重要な政策課題

(1) 社会経済情勢、中小企業の直面する課題や支援ニーズ等の外部環境は常に変化



これに感度高く対応し、中小企業にとって必要な政策・施策・事業を機動的に立案・実行していくことが重要

【直面する課題】

人手不足、後継者難、経済のグローバル化、国内市場の縮小、技術革新の進展（第4次産業革命）、頻発する自然災害 等

【取組の方向性】

⇒より現場に近いところで判断し、スピード感を持った取組が必要
⇒単年度主義にとらわれず、長期的な目線での取組が必要

(2) 政策資源（財政的、人的資源）の投資効果を最大化できる推進体制を構築すべき



支援機関の活用が必要

1-2 中小企業支援にかかる基本的な認識 (行政と支援機関の役割分担)

【行政の強み】

- ・「信用力」「調整力」

【行政の弱み】

- ・現場感覚、専門性、予算の機動性に欠ける

【支援機関の強み】

- ・民間出身スタッフ・専門家、現場感覚、機動的対応

【支援機関の弱み】

- ・政策動向を踏まえた全体像の俯瞰、基本的な方針の立案については行政に優位性がある

強み・弱みを踏まえたあるべき役割分担の姿として、
「政策・基本方針を決定する行政組織」と
「施策・事業執行を担う支援機関」に整理していくべき

【行政が果たすべき役割】

- ・政策・基本方針の立案・決定(※)
- ・分野ごと・テーマごとの産業振興の方向性立案
- ・国、経済団体、外国機関との調整
- ・法令に基づく許認可・指導監督等
- ・支援機関に施策・事業の立案・執行を委ねる仕組みの確立
- ・支援機関の活動のモニタリング

【支援機関が果たすべき役割】

- ・行政の政策、基本方針・計画、目標に沿って、施策・事業を立案・遂行
- ・企業ニーズの行政へのフィードバック
- ・より効果的な事業費の執行手法や推進体制の構築

※支援機関からの現場ニーズを踏まえた意見を十分に汲み取り、
中小企業者の目線に立って、基本的な方向性を決定

課題認識

- 行政と支援機関の役割に沿った
予算配分が必要
- 環境や企業ニーズ等の変化に対し、
よりスピード感をもった対応が必要
- 各事業を有機的に連携させ、施策
効果を高めることが必要
- 「活動」より**「成果」を管理する必要**
- **知識・ノウハウの蓄積が必要**
- **単年度主義の弊害を克服する必要**

見直しの方向性

- 支援機関が実施することがふさわしい事業については、可能な限り、
支援機関に事業・予算を集中
- 支援機関が裁量を発揮でき、自主的・弾力的に業務遂行できる
交付金事業へ

必要な政策資源を支援機関に一元的に集中させるとともに、行政による直営事業や行政職員が仕様を定める委託事業ではなく、支援機関が裁量を発揮できる交付金事業へ再構築

課題認識

- 市職員が、中小企業経営にかかる現場感覚や、高い専門性、政策立案力を醸成することが必要
- 支援機関の職員が、政策・方針を踏まえ、行政と連携して事業執行するための知識やノウハウを醸成することが必要



見直しの方向性

- 行政の担当部局と支援機関との 人的関与（人事交流を含む） の手法を検討

行政と支援機関が一体となった施策遂行を実現するとともに、
行政職員及び支援機関職員の人材育成を図るため、
人的関与（人事交流）について検討

1-3 大阪産業局について(1)

① 大阪産業局を中小企業支援施策・事業の執行を担う機関と位置付ける考え方

法的な位置付け

P10参照

- ◆「中小企業支援法」に基づく『中小企業支援センター』に指定
- ◆「中小企業等経営強化法」に基づく『中核的支援機関』に認定

豊富な実績と蓄積された支援ノウハウ

P11、12参照

- ◆大阪産業創造館の指定管理者として「中小企業支援事業※」等を実施
(※中小企業の経営課題の解決、経営基盤の強化、販路開拓等を支援するための各種支援)
- ◆府市の委託事業に加え、国や他都市の中小企業支援事業も実施

大阪の中小企業支援の中核を担うべく、設立された組織

P28、大阪産業局
将来ビジョン参照

◆大阪産業局の基本理念

1. 大阪の中小企業を支え、大阪の経済成長を促す“強い中小企業支援機関”を目指す
2. 府市の中小企業政策の中核を為し、現場のノウハウに基づく柔軟で機動力のある事業展開を図る 等



・これまでの中小企業支援Cとしての活動等を通して、中小企業支援にかかる豊富な知見と人材・ノウハウを蓄積
・中小企業支援にかかる施策・事業の執行を担うに足る“唯一無二”の支援機関である

1-3 大阪産業局について(2)

② 法令等による位置づけ

府市は「中小企業支援法」に基づく『中小企業支援センター』に指定

<中小企業支援センター>

- (都道府県等は) 一を限って指定し、(都道府県等が) 行う中小企業支援事業のうち特定支援事業を行わせることができる(法第7条より)
 - ※一般社団法人又は一般財団法人(公益財団法人を含む)であることが必要
- (都道府県等は) 中小企業支援の実施体制の中心として機能するよう必要な措置を講じなければならない(省令より)

府市は「中小企業等経営強化法」に基づく『中核的支援機関』に認定

<中核的支援機関>

- (都道府県等は) 新事業支援体制の中心として適切かつ確実に機能すると認められるものを、一を限って認定することができる(法第50条より)

大阪の成長戦略(2018年3月改訂版)「3. (6) 成長分野に挑戦する企業への支援・経済活動の新陳代謝の促進」に位置付け

- (公財)大阪産業振興機構(マイドームおおさか)、(公財)大阪市都市型産業振興センター(大阪産業創造館)双方の強みを活かした中小企業支援の強化

1-3 大阪産業局について(3)

③ 実績 (1) 「大阪産業創造館交付金事業」※産業創造館の指定管理

大阪産業創造館条例に基づき、指定管理者が「中小企業支援事業」及び「施設管理運営業務」を実施

【大阪産業創造館交付金事業】

○ H31年度予算：325,357千円 (H30：317,225千円)

⇒ 中小企業の経営課題の解決、経営基盤の強化、
販路開拓等を支援するための各種支援事業を実施

- ・マネジメント支援（経営力強化）
- ・ビジネスチャンス拡大支援（販路開拓）
- ・ものづくり支援
- ・創業支援
- ・経営相談室（コンサルティング）
- ・情報発信

【施設管理運営業務】

○ H31年度予算：252,732千円 (H30：253,001千円)

※ H30年度 施設使用料収入実績 75,614千円

⇒ 施設保守管理運営、貸館受付業務、
施設使用料等徴収収納業務を実施

平成30年度支援実績等

- ・ 支援サービス実施回数：332回
- ・ 支援サービス利用者数：44,402人
- ・ メールマガジン購読者数：64,996人
- ・ 施設利用者総数：290,025人
- ・ 大阪産業創造館登録ユーザー数：271,437人

【これまでの指定管理状況】

平成18年度から非公募で指定管理者に指定

- ・平成18年4月～平成20年3月（2年間）
- ・平成20年4月～平成24年3月（4年間）
- ・平成24年4月～平成25年3月（1年間）
- ・平成25年4月～平成27年3月（2年間）
- ・平成27年4月～平成29年3月（2年間）
- ・平成29年4月～平成31年3月（2年間）
- ・平成31年4月～令和2年3月（1年間）
- ・令和2年4月からの指定管理者を指定する必要あり

1-3 大阪産業局について(4)

③ 実績 (2) 府市だけでなく、国や他都市の中小企業支援事業も実施 (令和元年度)

大阪市	大阪府	他都市	国
実施主体：大阪産業局			
<ul style="list-style-type: none">▶ 大阪産業創造館指定管理業務▶ グローバルイノベーション創出支援事業 (O I H)▶ ソフト産業プラザ事業 (T E Q S)▶ IoT・RT関連ビジネス創出事業▶ クリエイティブ産業創出・育成支援事業 (メビック扇町)▶ 大阪トップランナー育成事業▶ イノベーション人材の育成・流動化促進事業 など	<ul style="list-style-type: none">▶ 国際ビジネス支援事業▶ 中小企業取引振興事業▶ マイドーム管理運営▶ MOBIO管理運営▶ 大阪府プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業▶ 創業支援事業 (大阪起業家スタートアップ) など	<ul style="list-style-type: none">▶ 創造的企業創出事業 (高槻市)▶ 先導的ヘルスケアサービス創出支援業務 (堺市) など	<ul style="list-style-type: none">▶ 女性起業家等支援ネットワーク構築事業 (経済産業省)▶ 関西起業家・ベンチャーエコシステム構築プロジェクトモデル事業 (近畿経済産業局)▶ 地域中核企業創出・支援事業 (中小企業庁)▶ よろず支援拠点事業 (経済産業省)▶ プッシュ型事業承継支援高度化事業「事業承継ネットワーク事業」 (中小企業庁) など

府市のみならず、国や他都市の事業も実施していることにより

- 培った知識・ノウハウ・ネットワーク等を有効に活用
- 企業目線での一気通貫した支援
- 支援機能のワンストップ化と情報発信力の強化

第2章

財政的・人的資源を集中する方向性について

2-1 財政的・人的資源の集中に向けた方向性について

大阪産業局を中小企業支援施策・事業執行を担う機関と位置付けることに伴い、財政的・人的資源の集中に向け、下記の方向性に沿って進める。

1. 交付金制度の創設

■ 「（仮称）中小企業経営基盤強化・成長促進事業交付金」の創設

… 中小企業の成長・発展や新事業の創出を集中的に支援するため、新たな交付金の創設をめざす

⇒ 執行の裏付けとなる、客観的評価機能の整備（モニタリングシステムの確立）

… 行政・大阪産業局が共同で施策の方向性や目標を設定し、行政が成果を検証

2. 人的措置の実施

- 市と大阪産業局が一体となった施策遂行を実現するとともに、市職員、大阪産業局職員の人材育成・スキルアップに資するための人事交流等の実施について関係部局と協議

2-2 新たな交付金について(1)

【基本的な考え方】

- 「大阪市中小企業振興基本条例」第7条に定める本市が推進すべき施策、及び「大阪産業創造館条例」第3条に定める大阪産業創造館の事業にかかる各種事業の実施に対する報償として、大阪産業局に対して交付金を支出する制度。
- 現在の大阪産業創造館事業交付金をベースに、対象事業の範囲等を拡大し、新たな制度として再構築する。

【法的根拠】

- 大阪市中小企業振興基本条例・・・本市が推進すべき施策について規定
大阪産業創造館条例・・・大阪産業創造館において実施する事業について規定
交付金要綱（新たに制定）・・・上記事業を実施する報償として、
交付金を支出する旨を規定

2-2 新たな交付金について(2)

【交付金化の目的・メリット】

①環境やニーズの変化に柔軟に対応

具体的な活動内容の企画立案・実行が大阪産業局に委ねられ、その現場感覚や専門性を活かして機動的な事業展開を図ることが可能

⇒ 中小企業を取り巻く環境変化に柔軟に対応

②関連事業の戦略的な運用

細分化された事業がばらばらに実施されるのではなく、一体的な運用が可能

⇒ 各事業が有機的に連携しあうことで、施策効果を高めることができる

③行政の指示による「活動」ではなく、「成果」を追求

⇒ 大阪産業局に対し、成果にコミットさせることが可能

④知識・ノウハウを大阪産業局に蓄積

⇒ 年を重ねるごとに、より効果的な施策執行が期待できる

⑤中長期的な視点で、一貫通貫した支援

⇒ 行政の単年度主義に捉われず、企業のライフステージに応じた支援が可能

2-2 新たな交付金について(3)

【新たな交付金の対象とする事業のイメージ】

事業区分	事業区分	事業内容
1 中小企業 経営基盤強化・ 創業支援事業	(1) 創業支援事業	創業に関する基礎知識の習得や課題解決のためのセミナーや講習会、交流会等
	(2) 経営基盤強化支援事業	経営基盤の強化に向けた販路開拓・事業提携、海外ビジネス展開のためのビジネスマッチングや、経営者のスキルアップ、課題解決を図るためのセミナーやワークショップ等
	(3) コンサルティング事業	(1) (2) に関係する相談窓口の設置や専門家の派遣、各種情報の提供等
2 中小企業成長促進 事業	(1) グローバル・イノベーション創出支援事業	大阪におけるイノベーション創出環境の充実・強化やオープンイノベーションの推進に向けた拠点施設の設置・運営、マッチングイベントやセミナー、交流会、会議等
	(2) 先端技術関連ビジネス創出支援・成長有望企業支援事業	技術革新の進展等に対応した先端技術関連ビジネスの創出や、大学や研究機関がもつ技術シーズや知的財産の活用、新製品・新サービスの事業化をめざすプロジェクトの実現に向けたマッチングイベントやセミナー、交流会、専門家派遣、拠点施設の設置・運営、実証実験のコーディネート等
	(3) 地域特性を活かした成長分野育成事業	地域の強みや特性を活かすことができ、今後の成長が期待される分野の育成に向けた拠点施設の設置・運営、マッチングイベントやセミナー、交流会等
3 調査・プロモーション 事業	1 及び 2 の実施に必要な経済情勢や企業実態等に関する調査、広報事業及び業務支援システムの構築・運営等	

2-2 新たな交付金について(4)

【府市の役割分担】

○既存交付金事業及び新たに交付金化を図る事業は、これまでから市域の特性を活かして、市内企業の支援等を図るために、市が実施してきた



○予算執行手法を交付金に変更するとしても、事業の性質・目的、対象とする企業の範囲が変更となるものではない



○当面の間^(※)は、これまで枠組みのとおり、市事業については、市が責任を持って実施

※大阪産業局設立を契機として、府市施策が一元化されるなど、これまでの事業の性質・目的、範囲が変更されるまでの間

(留意点)

- ・市域を対象として実施してきた事業を府域に展開する場合、その費用は府に負担を求めていく。(市会附帯決議)
- ・これまで府が広域で実施してきた事業は、これまでどおり府が実施。
- ・今後、新たに実施する事業のうち、府市按分がふさわしい事業（企業の成長促進をはかる事業等（大阪全体を俯瞰して実施する必要があるが、政令市として、深堀が必要と判断する事業）であり、かつ府域で展開することがふさわしい事業等）については、負担のあり方について府市で協議を行う。

2-2 新たな交付金について(5)

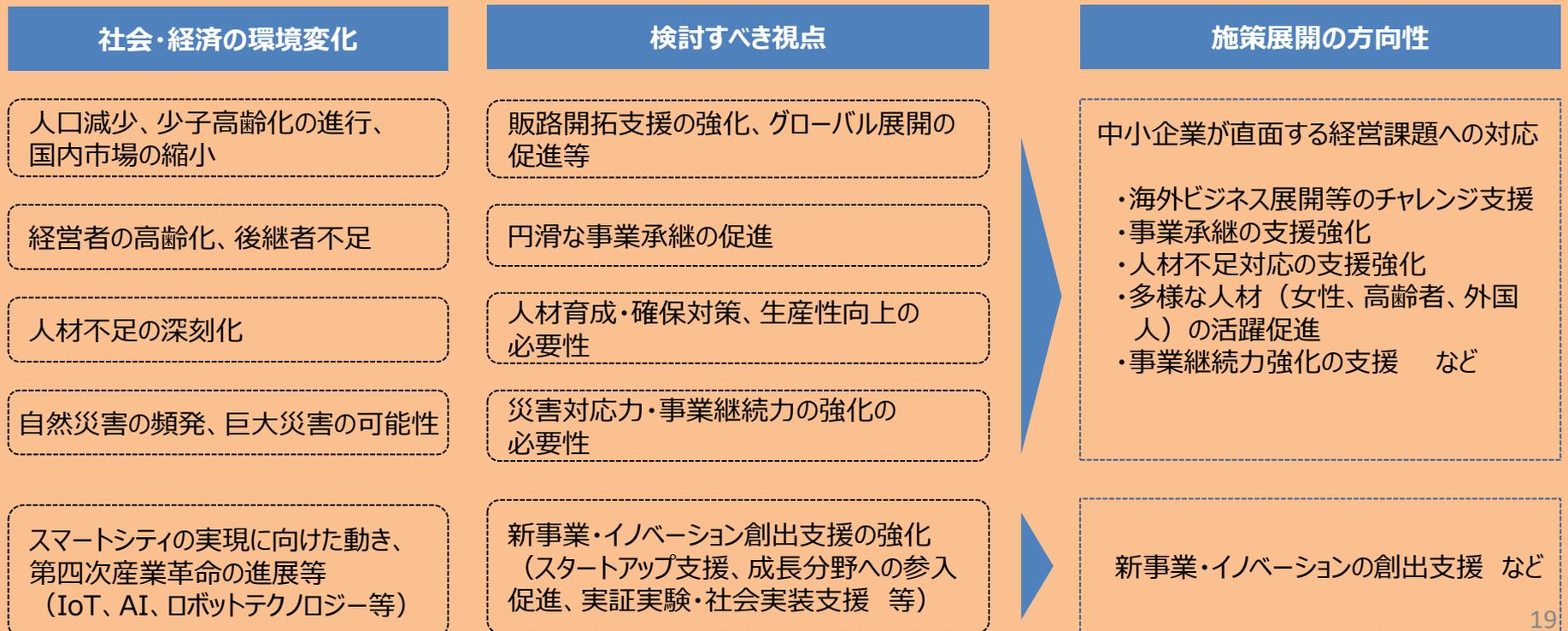
【大阪産業局の経営目標・計画】

○中期的な経営目標・計画を策定（令和元年中）

行政、大阪産業局の一体協議の場を活用 ⇒ 市の方針に沿った経営目標(5年で検討中)

※協議が整わなかった場合は、市として、目標を課することができる仕組みを導入（要綱等に規定）

大阪市がめざす施策展開の方向性（例示）



2-2 新たな交付金について(6)

【1 新たな交付金の効果検証にかかる基本的な考え】

- ・「産創館交付金」では、独自の評価・モニタリングシステムを実施しており、副首都推進本部会議議論を通じて高く評価。
- ・「新たな交付金」においても、当該評価システムを最大限活用する。
- ・さらには、今後、立ち上げ予定の「(仮)外部有識者による効果検証委員会」において、法人経営の監理や府市の人的・財政的関与の進捗管理のほか、交付金もふくむ産業局予算に関する効果検証を行う。

<外部有識者による効果検証のイメージ>

(仮)外部有識者による効果検証委員会

- 体制
 - ・外部有識者 : 2名程度
 - 行政職員 : 数名程度
- 検証等実施のタイミング
 - ・「年度末振り返り」に加え、「中間振り返り」を実施
- 想定業務
 - <産業局関連>
 - ・中期的な経営目標・計画、年度経営目標の執行監理及び法人経営の妥当性検証
 - ・予算の適正かつ効率的な執行監理
 - ・企業ニーズ等の変化に対する交付金執行の妥当性検証
 - <府市関連>
 - ・法人の戦略的経営担保に向けた制度改革の進捗管理
 - 指定出資法人監理方法
 - ・人的・財政的関与の見直しの進捗管理 等

助言・報告等

府・市

- ・出資団体としての監理のあり方
 - ※府の指定出資法人
- ・財政的関与の見直し
 - 事業・予算の移管
 - 交付金化
- ・人的関与の見直し
 - 職員派遣・人事交流

大阪産業局

助言・報告等

新たな交付金

- 「産創館交付金」の事業評価・モニタリングシステムを活用
- モニタリング方法
 - ・「産創館交付金」の方法をベースに構築
 - ※ 今後、関係者との調整により修正が入る可能性があるが、安易な簡便化は行わない。
 - ・事業・予算の集中状況に応じ、職員派遣を拡充
 - ※ 3~4名程度
 - ・交付金にかかる中期的な目標・事業計画の達成状況のチェック

参考:大阪産業創造館交付金

- 既に、交付金事業評価・モニタリングシステムを実施中
- 【市】
 - モニタリング方法
 - ・事業計画書承認
 - ・各種会議への参画(企画・決定・改善)
 - ・実績報告書
 - ・職員派遣(経営等へ参画(常務理事等3名))
 - 本市ガイドライン(指定管理)にもとづく「外部有識者による管理運営状況評価」実施
- 【産業局】
 - 個別事業評価方法
 - ・P(企画・決定・実施)
 - ・D(アンケート)
 - ・C(事業評価・分析)
 - ・A(改善、フィードバック)

2-3 人的措置の拡大について(1)

○ 現行の職員派遣 (平成31年4月1日現在)

- ・主に統合法人のマネジメントを担う **常務理事** 1名(本市部長級)を派遣。
- ・大阪産業局の統括部門である **統括室** に、次長1名(本市課長級)、及びサブリーダー1名(本市係長級)を派遣。

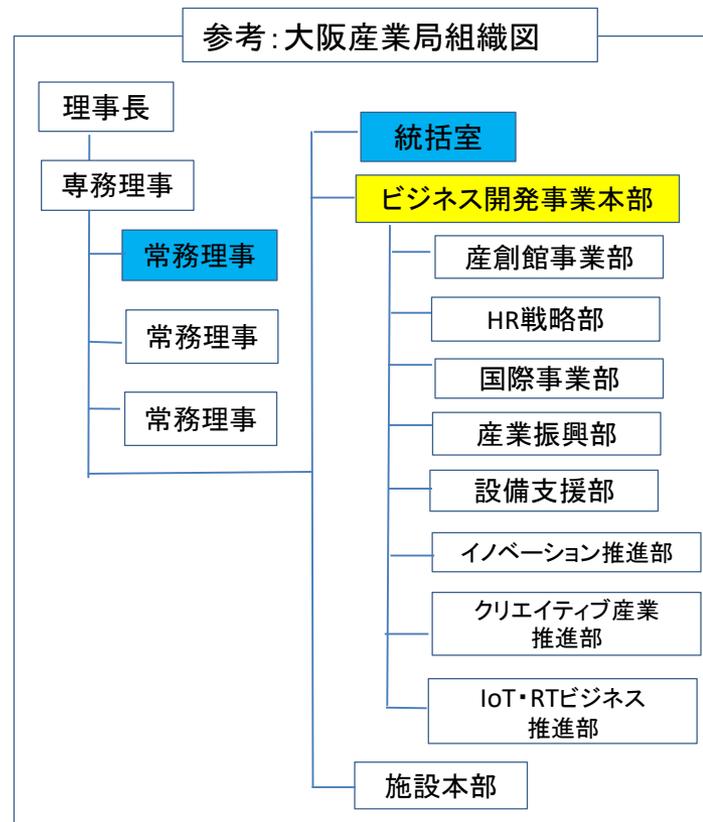
《先進都市との比較：中小企業支援機関に人、金を集中する東京都》

	東京都中小企業振興公社	大阪産業局
中小企業支援予算	約123億円 (H28)	約60億円 (H28)(旧都市型:約12億円)
派遣職員数	39名 / 総数262名 (H30.8.1)	3名(市派遣) / 総数132名 (R1.7.1)

※東京公社からの派遣等に関する効果コメント

- ・政策立案や予算編成において、設立団体職員が現場を知っている。
- ・中小企業支援団体事業にて、設立団体と同じ方向を向いている。

参考：大阪産業局組織図



○ 本市への現場ニーズ・ノウハウの流れを加速し、より効果的な政策決定をめざし、人的措置を拡大

➤ R3年以降の実施を調整

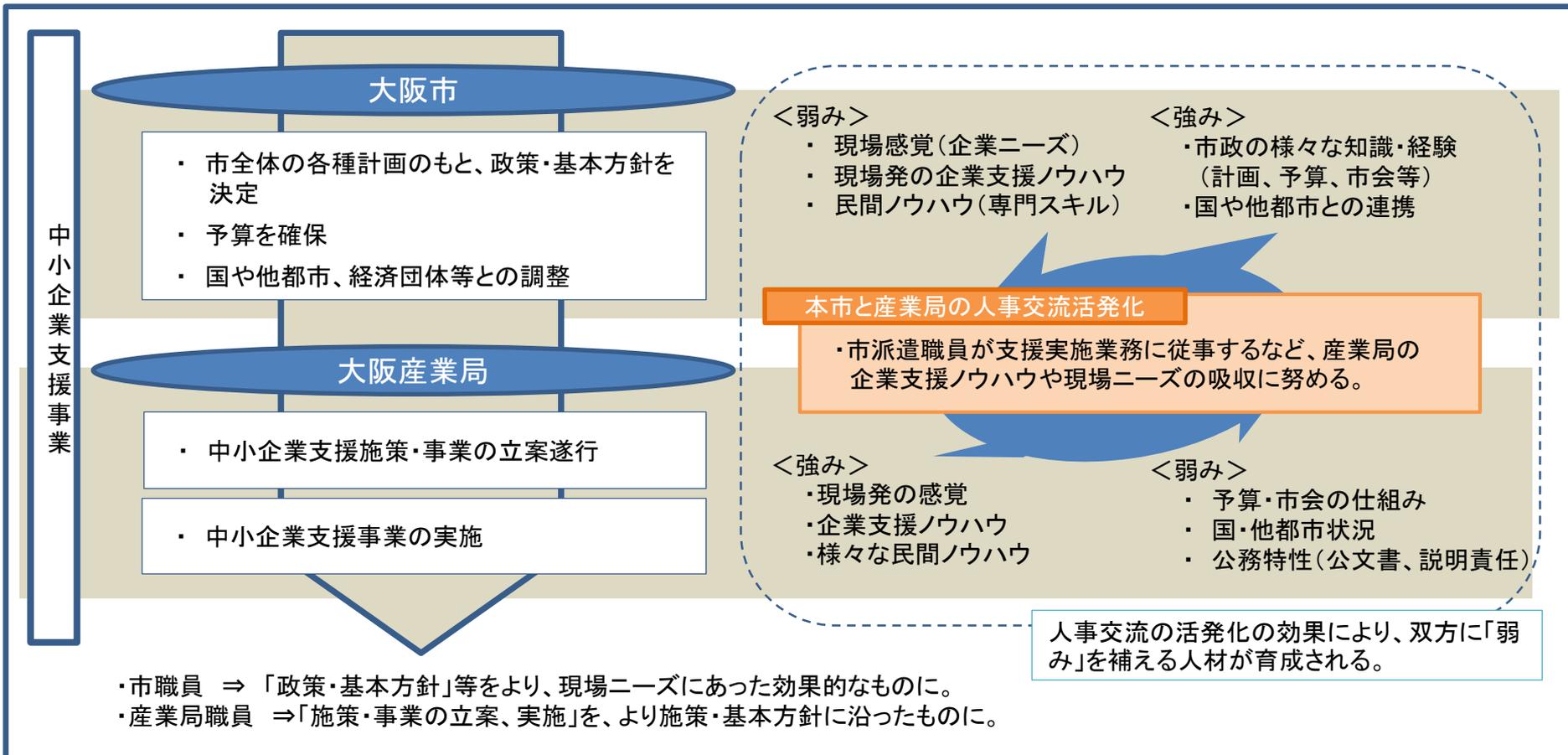
- ・市職員派遣等の人事交流を活発化

市派遣職員が、産業局において、実際に事業実施に携わることで、産業局の民間ノウハウを吸収するとともに、事業に関する様々な現場ニーズを吸い上げる。

これらのノウハウや現場ニーズが、今後の「政策・基本方針」等に反映されることで、より現場ニーズにあった効果的なものに。

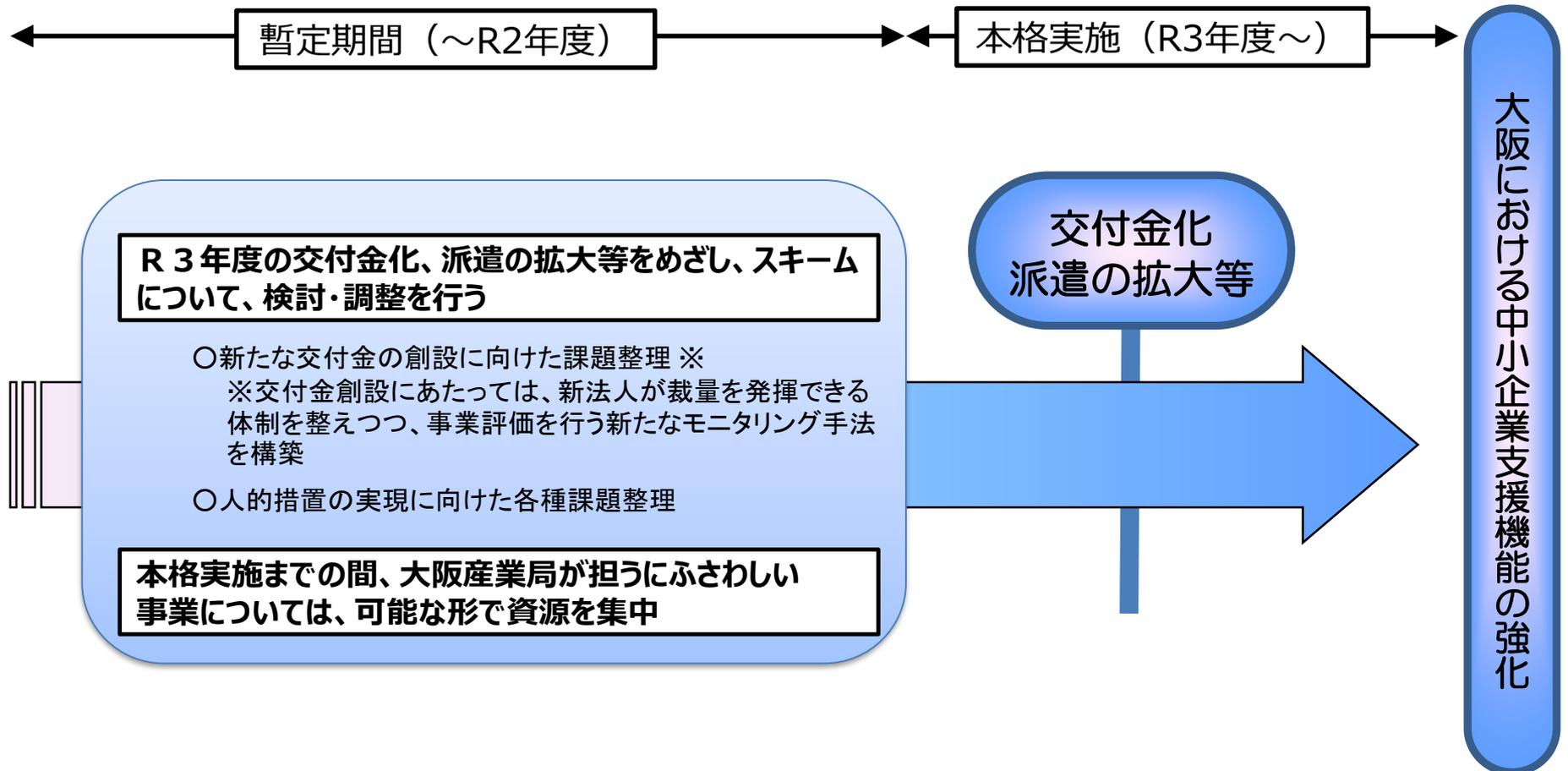
2-3 人的措置の拡大について(2)

(公財)大阪産業局への職員派遣・人事交流について



2-4 スケジュール

- 令和3年度以降の本格実施へ向けて、財政的関与・人的関与のあり方等にかかる課題整理を行い、大阪産業局の機能強化を図る。



參考資料

法律・条例による整理(本市の責務とは)

《中小企業基本法》(一部抜粋)

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

《大阪府中小企業振興基本条例》(一部抜粋)

(本市の責務)

第3条 本市は、この条例の趣旨にのっとり、市域の特性を踏まえて、中小企業の振興に関する施策を総合的に実施しなければならない。

2 本市は、中小企業の振興に関する施策の策定及び実施にあたっては、中小企業者の実態を把握するとともに、中小企業者等の意見を反映し、国、関係地方公共団体、中小企業及び地域産業の振興を目的とする団体(以下「中小企業に関する団体」という。)、大学等の研究機関、海外機関、大企業者及び市民との連携を図るよう努めなければならない。

条例による整理(条例に掲げる施策・事業とは)

«大阪市中小企業振興基本条例» (一部抜粋)

(施策の基本方針)

第7条 本市は、中小企業の振興に関する施策の実施にあたっては、本市の中小企業支援機関とともに、広く国、関係地方公共団体及び中小企業に関する団体等との緊密な連携並びに施策の一体的な展開を図りながら、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 中小企業の経営方法の改善、技術の向上、資金調達の円滑化及び人材育成等を図ることにより、経営基盤の強化を促進すること
- (2) 中小企業の創業及び事業の継承を促進すること
- (3) 中小企業が事業者及び大学等の研究機関等との連携を図り、創意工夫を生かして取り組む技術及びサービスの開発並びに新事業展開を促進すること
- (4) 地域の強みを生かした中小企業の成長産業分野への参入を促進すること
- (5) 中小企業のアジアをはじめとした海外への事業展開及び海外企業等との連携を促進すること
- (6) 市が行う工事の発注、物品及び役務の調達等にあたって、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めること

«大阪産業創造館条例» (一部抜粋)

(事業)

第3条 創造館は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 製品、技術及び事業計画等の展示会、発表会又は商談会の開催
- (2) 中小企業と大学その他の研究機関等との連携の推進
- (3) 異なる業種間の交流その他各種交流の促進
- (4) 経営に関する各種研修、講座及び講演会の開催
- (5) 経営に関する情報の収集及び提供
- (6) 経営に関する相談、資金に関する支援等総合的な経営支援
- (7) その他市長が必要と認める事業

法律・省令による整理(中小企業支援センター、中核的支援機関とは)

《中小企業支援法》(一部抜粋)

(指定)

第七条 都道府県知事は、次の各号に適合する者を、その申請により、当該都道府県に一を限つて指定し、その者(以下「指定法人」という。)に、当該都道府県が行う中小企業支援事業のうち特定支援事業を行わせることができる。

一 申請者が一般社団法人又は一般財団法人であること。

《中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令》(一部抜粋)

(都道府県等中小企業支援センターの体制整備)

第二条 国、都道府県(中小企業支援法施行令(昭和三十八年政令第三百三十四号)第二条各号に掲げる市を含む。以下同じ。)及び独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)は、都道府県が中小企業支援法(以下「法」という。)第七条に規定する指定法人を指定したときは、その指定を受けた者(以下「都道府県等中小企業支援センター」という。)が、中小企業に関する施策を実施する各機関との有機的な連携及び中小企業に関する団体その他の民間事業者との協力を積極的に行うことにより、中小企業支援事業の実施体制の中心として機能するよう必要な措置を講じなければならない。

○中小企業等経営強化法(一部抜粋)

(中核的支援機関の認定)

第50条 都道府県等は、当該都道府県等の区域において、新事業支援機関のうち政令で定める支援事業を行う者であつて新事業支援体制の中心として適切かつ確実に機能すると認められるもの(以下この節において「中核的支援機関」という。)を、その申請により、一を限つて認定することができる。

大阪産業局（仮称）設立の背景と理念

＜大阪産業局（仮称）設立の背景＞

- 大阪産業振興機構（以下「産振機構」）と大阪市都市型産業振興センター（以下「都市型センター」）は、それぞれ大阪府と大阪市が連携しながら、大阪の中小企業を支援するサービスを積極的に展開してきた。
- しかし、経済のグローバル化が広がり、産業の技術革新が加速度的に進化するなか、大阪の企業の9割以上を占め、大阪産業の基盤を支える中小企業の更なる発展が欠かせない。
- そこで、副首都を目指す大阪の、産業分野の都市基盤をさらに強化するため、そして、大阪府と大阪市が連携して大阪の産業振興を推進するために、産振機構と都市型センターを統合して、新たに『大阪産業局（仮称）』を設立する。

＜基本理念＞

1. 大阪の中小企業を支え、大阪の経済成長を促す“強い中小企業支援機関”を目指す
2. 府市の中小企業政策の中核を為し、現場のノウハウに基づく柔軟で機動力のある事業展開を図る
3. ユーザー目線を徹底し、利用者（企業）の利便性向上を追求する
4. 中小企業を支援する各機関との連携を強め、大阪全体の中小企業支援の底上げを図る
5. 新法人のみならず、大阪府と大阪市の中小企業支援に携わる人材育成に寄与する